

第4章 貯蔵関係について

1 第一種貯蔵所設置許可申請（第二種貯蔵所設置届）（保安法第16条第1項又は第17条の2第1項）

処理能力が100 m³/日（第一種ガスにあつては300 m³/日）以上の高圧ガス設備を設置して高圧ガスを製造しようとする者は、以下の手続きを経る必要がある。

(1) 必要書類（一般則第20条、第25条、液石則第21条及び第26条）

ア 第一種貯蔵所設置許可申請書（第2章2(2)ア参照）

イ 貯蔵計画書

作成例参照（作成例は、法令上定められた様式はないため、作成例に記載してある項目が備わっていれば支障ない。）

ウ 添付書類

(ア) 貯蔵所位置図

縮尺1/2500程度で作成し、貯蔵所周囲の主要な建物及び保安物件を記載する。また、消防法第11条の許可を受けた施設がある場合は、施設区分、指定数量の倍数及び第一種貯蔵所からの距離を記載する。

(イ) 貯蔵所構造図

貯蔵所の全体の平面図、断面図及び貯蔵のレイアウト等を示した図面を添付する。貯蔵所の平面図には、警戒標、火気制限エリア、緊急遮断弁操作位置、ガス漏えい検知警報設備、除害設備、防消火設備等の設置位置等必要事項を記載する。また、容器置場については、面積を記載すること。

(ロ) フローシート及び配管図

(エ) 貯蔵能力の計算書

貯蔵計画書への記載で足りる場合は、添付する必要はない。

(オ) 機器等一覧表

(カ) 高圧ガス設備の図面

貯槽及びバルブ等の高圧ガス設備の図面を添付する。

(キ) 高圧ガス設備（特定設備、大臣認定品等を除く。）の強度計算書

(ク) 耐震設計構造物に係る計算書（耐震設計が必要な設備等に限る。）

計算は、原則として、高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準（高圧ガス保安協会規格）及び高圧ガス設備等耐震設計指針（高圧ガス保安協会）によるものとし、計算式及び計算結果のみを記載するのではなく、許容応力と算定応力を比較し、安全な設計である旨の説明を記載すること。

(ケ) 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

耐震設計に使用した数値（使用している配筋径、ボルト径等）が確認できる図面を添付する。

(コ) その他高圧ガス施設に必要な書類

障壁等の構造図、安全弁の吹き出し量計算、除害設備の能力計算等、例示基準等に示されているもの。

(2) 必要書類作成例（貯蔵計画書）

貯 蔵 計 画 書			
1. 貯蔵の目的 救急隊が使用するための酸素ポンペを貯蔵する。			
2. 貯蔵の方法 業者から納入した酸素ポンペを容器置場に貯蔵する。(配管の接続はない。)			
3. 貯蔵能力			
ガ ス 名	貯蔵設備名	最大貯蔵量	
		液化ガス(kg)	圧縮ガス(m ³)
酸素	容器		300
合 計			300
4. 法第16条第2項の技術上の基準に関する事項 別紙のとおり			
5. 連絡先 部署名 広島市消防局 ○○課 担当者名 ○○ ○○ 電話番号 082-546-3482			
6. 工事施工者 会社名 ○○酸素株式会社 所在地 広島市○○区○○ 担当者名 △△ □□ 電話番号 082-○○○-○○○○			
7. 完成検査予定日 ○○年○○月○○日			
8. 完成検査実施者 広島市消防局・保安協会・指定完成検査機関 ()			

第二種貯蔵所の場合は、「法第18条第2項の技術上の基準に関する事項」とする。

第二種貯蔵所の場合は、「7、8」の項目は記載不要。

2 第一種貯蔵所位置等変更許可申請（保安法第19条第1項）

第一種製造者が、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更工事（軽微な変更に該当するものを除く。）をしようとするとき、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、以下の手続きを経る必要がある。

(1) 必要書類

ア 第一種貯蔵所位置等変更許可申請書

イ 変更明細書

作成例参照（作成例は、法令上定められた様式はないため、作成例に記載してある項目が備わっていれば支障ない。）

ウ 添付書類

変更のあった部分については、変更前及び変更後の書類を添付する。(ア)から(ウ)については、変更がない場合も添付する。

(ア) 貯蔵所位置図

縮尺1/2500程度で作成し、貯蔵所周囲の主要な建物及び保安物件を記載する。また、消防法第11条の許可を受けた施設がある場合は、施設区分、指定数量の倍数及び第一種貯蔵所からの距離を記載する。

(イ) 貯蔵所構造図

貯蔵所の全体の平面図、断面図及び貯蔵のレイアウト等を示した図面を添付する。貯蔵所の平面図には、警戒標、火気制限エリア、緊急遮断弁操作位置、ガス漏えい検知警報設備、除害設備、防消火設備等の設置位置等必要事項を記載する。また、容器置場については、面積を記載すること。

(ウ) フローシート及び配管図

(エ) 貯蔵能力の計算書

貯蔵計画書への記載で足りる場合は、添付する必要はない。

(オ) 機器一覧表

(カ) 高圧ガス設備の図面

貯槽及びバルブ等の高圧ガス設備の図面を添付する。

(キ) 高圧ガス設備（特定設備、大臣認定品等を除く。）の強度計算書

(ク) 耐震設計構造物に係る計算書（耐震設計が必要な設備等に限る。）

計算は、原則として、高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準（高圧ガス保安協会規格）及び高圧ガス設備等耐震設計指針（高圧ガス保安協会）によるものとし、計算式及び計算結果のみを記載するのではなく、許容応力と算定応力を比較し、安全な設計である旨の説明を記載すること。

(ケ) 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

耐震設計に使用した数値（使用している配筋径、ボルト径等）が確認できる図面を添付する。

(コ) その他高圧ガス施設に必要な書類

障壁等の構造図、安全弁の吹き出し量計算、除害設備の能力計算等、例示基準等に示されているもの。

3 第一種貯蔵所完成検査申請（保安法第20条第1項又は第3項）

第一種貯蔵所において、貯蔵所の施設の工事（設置又は変更許可に係るもので、軽微な変更工事を除く。）が終了し、完成したときは以下の手続き（高圧ガス保安協会又は指定機関が実施する検査を受検する場合を除く。）を経て完成検査を受検する必要がある。

必要書類は以下のとおり。

(1) 第一種貯蔵所完成検査申請書

(2) 完成検査成績書

検査時に提出しても差し支えない。添付する資料については以下のとおりとする。

ア 耐圧試験成績書

現場で耐圧試験を実施できない場合は作成し、添付すること。なお、ガス耐圧試験を実施する場合は、非破壊検査を受検し、その結果を添付すること。（一般則例示基準「7. 耐圧試験及び気密試験」等参照。）

イ 肉厚試験成績書

ウ 材料証明書（ミルシート）

エ 耐圧試験に使用した圧力計の検査成績書

オ 基礎等の検査に係る必要な書類

中間検査で立ち会った場合を除き、基礎等に係る施工状況の写真等を添付すること。

カ 障壁の写真

キ 証明書

特定検査設備合格証、認定試験者試験成績書、高圧ガス設備試験成績証明書、委託検査証明書、コールドエバポレータ移設性能検査合格証

なお、キに掲げる証明書を添付した場合は、ア～ウの書類は添付を省略することができる。

4 第一種貯蔵所軽微変更届（保安法第19条第2項）

第一種貯蔵所において施設の位置、構造及び設備を改造する場合、軽微な変更工事に該当する場合がある。これに該当する場合、工事実施後遅滞なく届け出る。

また、変更工事の内容が、軽微な変更工事に該当するかどうか不明な場合は、第1章2(2)に記載のある消防局指導課又は施設を管轄する消防署予防課に相談すること。

(1) 軽微な変更工事の範囲（一般則第28条第1項各号、液石則第29条第1項各号及び平成30年3月30日付け20180323保局第13号）

ア 配管接続のある貯蔵所において、貯蔵する高圧ガスの通る部分（貯槽を除く。）の取替え（大臣認定設備又は高圧ガス保安協会等が実施した検査に合格したものへの取替えに限る。）の工事であって、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの

イ 配管接続のある貯蔵所において、貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含み、高圧ガスを除く。）の通る部分の変更の工事

ウ 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分以外の高圧ガスの貯蔵所に係る設備の変更の工事

防火設備、防爆検定品の照明設備、滞留防止構造、毒性ガスの防液堤、除害設備などの変更工事を指す。

エ 貯蔵所の機能に支障を及ぼすおそれのない貯蔵設備の撤去の工事

(2) 必要書類

ア 第一種貯蔵所軽微変更届書

イ 変更の概要を記載した書面（変更明細書等）

作成例参照（作成例は、法令上定められた様式はないため、作成例に記載してある項目が備わっていれば支障ない。）

ウ 軽微な変更工事に該当していることを示した図面又は説明（イで記載できれば不要）

エ 変更前、変更後のフローシート、配管図及び施設配置図

オ 認定品等の取替えの場合、取替えした認定品等の証明書

カ 変更後の写真又は耐圧、気密試験等の実施状況の写真（必要に応じて）

(3) 必要書類作成例（変更明細書）

変更明細書（軽微な変更工事）								
1. 変更の目的								
2. 変更の内容								
3. 貯蔵能力								
単位：液化ガス kg、圧縮ガス m ³								
ガス名	既存能力		増設能力		減少能力		変更後能力	
	液化	圧縮	液化	圧縮	液化	圧縮	液化	圧縮
合計								
4. 変更年月日								
年 月 日								

何のために変更をしたのかを記載する。

変更工事の内容及び軽微な変更工事に該当する理由を記載する。

5 第二種貯蔵所位置等変更届（保安法第19条第4項）

第二種貯蔵所において施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をしようとするとき、あらかじめ届け出る。ただし、「第4章4(1)軽微な変更工事の範囲」において規定される軽微な変更工事に該当する場合は、届出不要である。

必要書類は以下のとおり。

- (1) 第二種貯蔵所位置等変更届書
- (2) 変更明細書（第一種貯蔵所位置等変更許可申請に添付したものと同様とし、完成検査関係の項目は記載不要。）
- (3) 添付書類

変更のあった部分については、変更前のものと変更後のものを添付すること。

ア 事業所全体平面図

設置位置に変更がない場合であっても、添付すること。イ、ウも同様。

イ フローシート及び配管図

ウ 高圧ガス貯蔵所配置図

エ 機器等一覧表

機器等に変更がない場合は添付不要。

オ 貯蔵能力の計算書

カ 高圧ガス設備（特定設備、大臣認定品等を除く。）の強度計算書

キ 耐震設計構造物に係る計算書

ク 貯蔵の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

ケ その他高圧ガス施設に必要な書類

6 第一種貯蔵所承継届（保安法第17条第2項）

第一種貯蔵所の譲渡又は引渡があった場合に、第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継した者が遅滞なく届け出る。なお、承継届の対象は、第一種貯蔵所のみであるため、第二種貯蔵所の承継をする場合は、貯蔵所廃止届及び第二種貯蔵所設置届により手続きを行う。

届出に必要な書類は以下のとおり。

- (1) 第一種貯蔵所承継届書
- (2) 相続の場合^{※15}
 - ア 相続の事実を証する書面（相続人が2人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）
 - イ 被承継者に関する戸籍謄本
- (3) 合併の場合^{※15}

合併又は分割の事実を証する書面（登記簿謄本、登記事項証明書等）
- (4) 譲渡の場合^{※15}

譲り渡しの事実を証する書面（契約書等）

※15 証する書面は、写しの提出でも可。

7 貯蔵所廃止届（保安法第21条第4項）

第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の用途を廃止したときは遅滞なく届け出る。

特別に添付する書類はないため、貯蔵所廃止届書に必要事項を記載し提出する。

8 完成検査結果報告書・完成検査受検届（保安法第20条第1項）

検査結果報告書は、完成検査を実施した高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が提出する。

検査受検届は、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関により検査を受検した第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者が届け出る。また、受検届は実施した機関により、様式が異なるため注意する。